

分野	相談名称・機関	相談内容	相談員	場所	相談日(受付時間)	電話番号							
こども	子育てなんでも相談	子育てなどに関するさまざまな相談	子育て相談員	キッズピアおおがき子育て支援センター 祝日を除く月曜日は子育て支援課 (専用電話相談)	年末年始を除く毎週火～日曜日、 祝日の月曜日 9:15～18:00 月曜日(祝日を除く) 8:30～17:15	0800-200-7114 (通話無料)							
	教育相談	小・中学校の児童・生徒の心の悩みに関する相談	医師、臨床心理士、 教育相談員	教育総合研究所 学校支援センター (サイトピアセンター学習館7階) ※火曜日は電話相談のみ	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00 土 9:00～12:00 (来所相談は要予約)	74-6666							
	西濃子ども相談センター	子育て、こどもの発達、不登校、 非行、虐待に関わる相談	児童福祉司・心理司	西濃子ども相談センター (禾森町5-1458-10)	(来所相談) 月～金 8:30～17:15  (虐待通告)24時間対応	78-4838  (全国共通ダイヤルは 3桁の番号)189							
	こどもの人権110番	いじめ、体罰、児童虐待など こどもをめぐる人権問題	人権擁護委員、 法務局職員	(専用電話相談)	月～金 8:30～17:15	0120-007-110 (全国共通・無料)							
女性	女性の悩み相談	女性が抱えるさまざまな悩み ごとの相談	女性相談員	ハートリンクおおがき (サイトピアセンター 学習館1階)	水・金・土 9:00～16:00 ※面接相談は要予約	電話相談 47-7188 (予約受付)47-8549							
	女性相談	DVなどに関する相談	女性相談員	市役所社会福祉課(1階)	月～金 9:00～16:00	81-4111 (内線)2470							
	女性の人権 ホットライン	DV、セクハラ、スーター行為などの 女性をめぐる人権問題	人権擁護委員 法務局職員	(専用電話相談)	月～金 8:30～17:15	0570-070-810 (全国共通ナビダイヤル)							
高齢者	地域包括支援 センター	高齢者の福祉・介護などの 相談に関する事	保健師、社会福祉士、 主任介護支援専門員 などの専門職員	市役所高齢福祉課(1階)	月～金 8:30～17:15 (土・日・祝日・夜間は、 携帯電話に転送)	(安井・洲本・浅草・川並) 82-1166							
				総合福祉会館(馬場町124)		(興文・東・西・南・南橋 田新・静里・榎里・荒崎) 77-2255							
				在宅福祉サービスステーション (今宿5-1-4)		(和合・三城・墨俣) 84-7111							
				上石津老人福祉センター悠楽苑 (上石津町牧田4780)		(上石津) 48-0068							
				お勝山ふれあいセンター (牧野町2-150-1)		(宇留生・赤坂・青墓) 71-5536							
障がい者	障がい者生活支援 センター (身体障がい者)	身体障がい者とその家族の ための相談、福祉サービスの 支援など	社会福祉士・身障相談 員などの専門職員	総合福祉会館(馬場町124)	月～金 8:30～17:15 土 9:00～15:30	月～金 75-0183 土 78-8181(内線)200							
				柿の木荘 (知的障がい者)	福祉サービスの利用や就労 に関する事などの相談	相談支援専門員	柿の木荘 (古宮町397-1)	月～金 8:30～17:15  (土・日・夜間は携帯電話対応)	(柿の木荘) 89-9503				
									(携帯電話) 090-9122-6130				
地域活動支援センター せせらぎ (精神障がい者)	日常生活の支援や日常的な 相談	精神保健福祉士	相談支援事業所せせらぎ (中野町1-10)	毎日(夜間も電話対応)	(相談支援事業所せせらぎ) 81-8521								
差別	人権擁護推進室	部落差別に関する事	人権擁護推進室職員	市役所人権擁護推進室(2階)	月～金 8:30～17:15	47-8576							
				外国人	ポルトガル語による相談	ポルトガル語相談員	市役所まちづくり推進課(2階)	月～金 8:30～17:15	47-8562				
外国人	英語による相談	日常生活全般の相談	大垣国際交流協会職員	大垣国際交流協会 (サイトピアセンター学習館2階)	日 9:00～15:00	82-2311							
				中国語による相談	日常生活全般の相談	中国語相談員	市役所まちづくり推進課(2階)	月～木 8:30～17:15	47-8546				
										大垣国際交流協会職員	大垣国際交流協会 (サイトピアセンター学習館2階)	休館日(火曜日など)を除く 毎日 8:30～17:15	82-2311
												大垣国際交流協会職員	大垣国際交流協会 (サイトピアセンター学習館2階)
外国人	外国語人権 相談ダイヤル	日常生活での差別や、学校での いじめなどの人権問題	英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・ スペイン語・インドネシア語・タイ語の通訳を配置した専用電話による相談	月～金 9:00～17:00	0570-090911 (全国共通ナビダイヤル)								
感染症	HIV・梅毒相談 HIV・梅毒検査	HIV・梅毒の感染への不安に 関する相談及び、HIV検査、 梅毒検査の実施	保健所職員	西濃保健所 (江崎町422-3:西濃総合庁舎)	(電話相談)月～金 9:00～17:00 (検査日)原則第1・3火 8:45～10:15 第3火 16:45～17:45 電話で申込、完全予約制 匿名受付、無料	73-1111 (内線)276							
				人権全般	人権よろず相談	差別や虐待、パワハラなどの さまざまな人権問題	人権擁護委員	市役所人権擁護推進室(2階)	毎月第3金曜日 13:00～16:00	47-8576			
上石津地域事務所住民相談室(1階)	奇数月第2水曜日 9:30～11:30	45-3111											
人権全般	人権相談 (常設相談所)	差別や虐待、パワハラなどの さまざまな人権問題	人権擁護委員 法務局職員	(専用電話相談) 面談の場合:岐阜地方支局大垣支局 (丸の内1-19)	月～金 8:30～17:15	0570-003-110 (みんなの人権110番 全国 共通ナビダイヤル)							

※相談日は、祝日・年末年始などで休みとなる場合がありますので、事前にご確認のうえ、ご相談ください。

〒503-8601 大垣市丸の内2-29 大垣市役所 市民活動部人権擁護推進室  
直通TEL: 0584-47-8576 FAX: 0584-81-7800 E-mail: jinken@city.ogaki.lg.jp

# 人権Letter

No.33  
令和6年8月  
発行

— 法務省 人権啓発キャッチコピー — 「誰か」のことじゃない。 大垣市 市民活動部 人権擁護推進室

## 「大垣市人権を尊重する都市宣言」30周年を迎えて ～平和で差別のない都市の実現をめざして～

「平成」に入って、全国的に部落差別解消に向けた取組の運動が活発な折、人権に関するあらゆる差別の  
解消に向けた取組として、平成6年に「人権を尊重する都市」を宣言しました。

### 大垣市人権を尊重する都市宣言

人権は、すべての人が自由で平等に暮らしていくために、  
生まれながらにして持っている、人間としての権利です。  
私たち大垣市民は、人類の多年にわたる努力の成果である人権が、  
永久に侵されることのないよう、自ら人権意識を高め、  
すべての市民がかけがえのない存在として互いに尊重しあう、  
平和で差別のない都市の実現をめざします。  
ここに大垣市を「人権を尊重する都市」とすることを宣言します。

平成6年9月21日

この宣言を礎として、14年間に渡り、さまざまな人権問題に関する事業を展開し、平成20年には、それまでの取組  
の成果を検証したところ、総合的・計画的に人権問題に対応する必要性が生じ、「大垣市人権施策推進指針」を策定し、  
取組を進めてきました。

#### ○都市宣言後の主な取組

- ・市内各所に毎年1基ずつ人権啓発広告塔を設置する事業
- ・市内の小中学校等における人権教育の推進
- ・市民対象の人権講演会・研修会の開催、標語入り啓発物品の配布
- ・広報紙による人権課題ごとの啓発

#### ○人権施策推進指針策定後のさらなる取組

- ・広く市民に取組等を理解してもらうため人権Letterの全戸配布
- ・小学生考案の標語を掲載した人権啓発広告塔へのリニューアル など

こうした取組により、令和4年度実施の「人権に関する市民意識調査」では、人権意識の醸成には一定の成果が  
見られました。しかし依然として、子どもへのいじめ、女性への暴力、部落差別をはじめとしたインターネット等にお  
ける差別書き込みなど、さまざまな人権問題が存在しています。

特に、インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、プライバシー侵害、誹謗中傷、同和地区  
に関する情報の掲載など、差別を助長する表現や情報の掲載による人権侵害は深刻な状況であり、その解消は重要  
な課題となっています。

市では、地域全体で人権意識を培い、人権尊重の意識をさらに高めるため、引き続き、人権啓発や人権教育に取り  
組んでいきます。





# 市民人権とおく

S H I M I N J I N K E N T O K U

「広報おおがき」などで募集した、心温まる「ちょっといい話」をお届けします。

## 心あたたまる旅路

2歳と0歳の息子を連れて私の祖父母の家へ行ったときのお話です。

電車が好きな長男のために電車で行くことにしたのですが、次男をベビーカーに乗せ、長男と手をつないで行くのは大変でした。最寄りの小さな駅で切符を買って改札口に向かうと、駅員さんは優しく微笑みながら長男の小さな手に握られた切符にハンコを押してくれました。次に、乗り換えの電車を待っていると外国の方が日本語で「ベビーカーは私が持つから上の子と乗ってあげて」と電車の乗り降りを手伝ってください、電車内でも次男をあやしてもらいました。祖父母の家の最寄り駅の歩道橋では、若い女性の方が「手伝いましょうか?」とベビーカーを運んでくださいました。

出会った人々の温かい心遣いと優しさに心も体も救われました。「ありがとうございます」と何度も言えた旅路でした。

E・Kさんより



## 大垣市人権のまちづくり懇話会 委員のコメント

小さなお子さんを連れての電車での移動は大変ですよね。でも偶然会われた方々からの心からの温かいサポートで、しあわせな旅路になられたのですね。E・Kさんのお子さんが将来、どこかで、困っておられる方に同じように温かい手を差し延べておられる光景が目に見えたいと思います。

「市民人権とおく」の寄稿を随時受け付けています(寄稿先については4ページ下をご覧ください)。応募された方には、人権啓発グッズをプレゼントいたします。みなさんが見た・体験した「ちょっといい話」をお寄せください。

## SDGsと人権



第29号で、SDGs(持続可能な開発目標)が人権に深く関わっていることを紹介しました。本号でも、目標と人権のつながりを紹介します。



### 目標の内容

- ・低所得者の所得成長率上昇の達成及び持続
- ・すべての人の能力強化、社会・経済・政治への関わりへの促進
- ・機会均等の確保、成果の不平等是正 など

### 関連する人権と条約等

この目標に関わっている人権と、それを保障する条約・法律には次のものがあります。

- ・低所得者の所得成長率上昇の達成及び持続 [市民的及び政治的権利に関する国際規約第26条、人種差別撤廃条約第2条]
- ・すべての人の能力強化、社会・経済・政治への関わりへの促進 [世界人権宣言第21条、市民的及び政治的権利に関する国際規約第25条]
- ・機会均等の確保、成果の不平等是正 [女性差別撤廃条約第7条、人種差別撤廃条約第5条] など

所得による不平等の軽減、すべての人が人種や性別、階級などを理由に差別されることのない世界の実現を目指します。不平等を是正するためには、まず不平等が存在することや生きづらい立場に置かれている人々がいる事実を知ることが大切です。

## 人権啓発広告塔をリニューアルしました

市では、市民のみなさんが人権に関心を持ち、人権意識を高めていただくために、人権啓発広告塔を市内16か所に設置しています。

令和5年度には、墨俣さくら会館の広告塔板面を全面改修しました。

広告面には、人権意識を高めることに加え、市内各小学校が取り組んでいる人権教育学習を、広く市民に訴えかけることも目的として、児童考案の人権標語を掲げています。今回は市立墨俣小学校6年生児童作の標語を掲載しました。



「自分も相手も大切に みんな笑顔の やさしい墨俣へ」

大垣市立墨俣小学校6年生児童作品

多くの方に見ていただき、人権について考えるきっかけにさせていただきたいと思います。



## 「社会を明るくする運動」街頭啓発をおこないました

7月4日(木)、JR大垣駅南北自由通路で、大垣保護区保護司会主催の「社会を明るくする運動」街頭啓発がおこなわれました。

今年で74回目をむかえるこの運動は、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で、安心な明るい地域社会を築くための運動です。毎年7月を運動の強調月間としており、当日は、大垣市長、大垣保護区保護司会及び大垣地区更生保護女性会の方々が、啓発物品を配布し、行き交う方に運動の大切さを訴えました。



街頭啓発の様子

## 人権クイズ ~考えてみましょう~

「人権」っておずかしい? 本当にそうでしょうか? 人権クイズに挑戦してみましょう。(答えは、2ページにあります)



3つのマークのうち、「ヘルプマーク」と呼ばれるものはどれでしょう?

1



2



3

